

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。

① 客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業(キャバレー等)

【接待をするもの】又は【低照度のもの】
引き続き風俗営業として規制

② 客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(クラブ、踊れるレストラン等)

【低照度でなく、深夜まで営業するもの】
(酒類の提供を伴うものに限る。)
特定遊興飲食店営業として規制(下記2参照)

③ 客にダンスをさせる営業(ダンスホール等)

【低照度でなく、深夜に営業しないもの】
【低照度でなく、酒類の提供を伴わないもの】
飲食店営業として規制

風営法の規制から除外

2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととするとともに、必要な規制を設ける。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

(1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務

- 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
- 苦情処理に関する帳簿の備付け

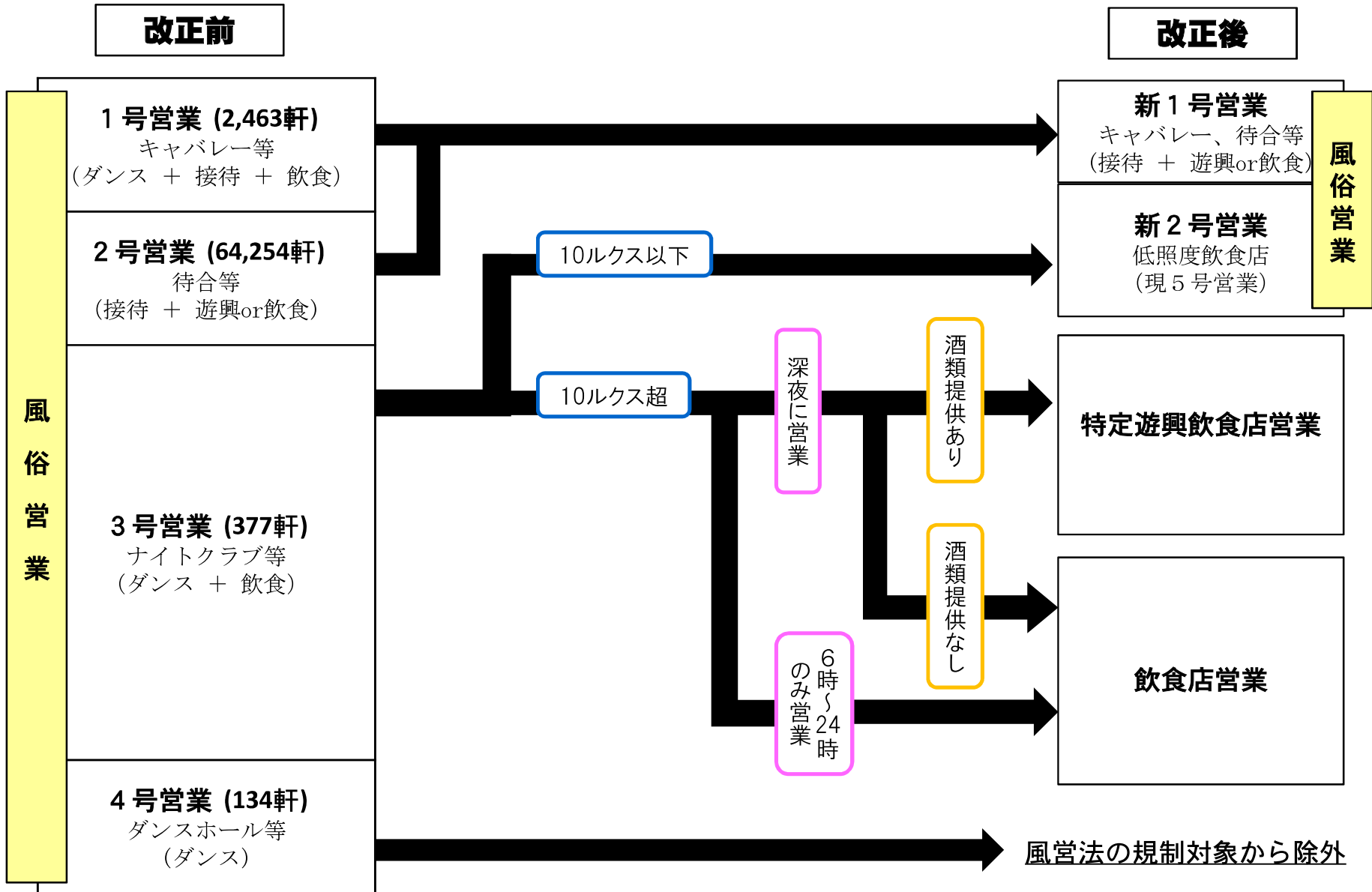
(2) 風俗環境保全協議会の設置

- 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
- 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4. その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定を見直す。

客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しイメージ



(注) 営業所の軒数は平成26年末の全国の数値

本庄都市計画地区計画の変更について(本庄早稲田駅周辺地区地区計画)

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制をすとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、風営法という。)が改正されました。これに伴い建築基準法についても改正され、ダンスホール及びナイトクラブに係る取扱いが変わりました。これらに対応するため、本庄早稲田駅周辺地区地区計画を変更するものです。

1. 風営法の改正

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行うこととされました。

○風営法におけるダンスホール及びナイトクラブの規制の見直し

改正前	改正後
ダンスホール (客にダンスをさせる営業) → 風俗営業	風営法の規制から除外
ナイトクラブ (客にダンスをさせ、かつ、飲食をさせる営業) → 風俗営業	低照度のもの → 風俗営業
→ 風俗営業	低照度でなく、深夜まで営業し、酒類の提供を伴うもの → 特定遊興飲食店営業
	低照度でなく、深夜に営業しないもの 低照度でなく、酒類の提供を伴わないもの → 飲食店営業

※低照度…10ルクス以下

2. 建築基準法の改正について

○用途規制の見直し

風俗営業を行う施設の立地規制の見直し

改正前	改正後
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	キャバレー、料理店その他これらに類するもの

○改正後のダンスホール及びナイトクラブの取扱い

ダンスホール…「カラオケボックスその他これに類するもの」として取り扱われます。

ナイトクラブ…「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」として取り扱われます。

建物用途 建築基準法の取扱い	改正前	改正後	
	ダンスホール・ナイトクラブ 「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等」	ダンスホール 「カラオケボックス等」	ナイトクラブ 「劇場、映画館、演芸場等」
第一種低層住居専用地域	×	×	×
第二種低層住居専用地域	×	×	×
第一種中高層住居専用地域	×	×	×
第二種中高層住居専用地域	×	×	×
第一種住居地域	×	×	×
第二種住居地域	×	▲	×
準住居地域	×	▲	■
近隣商業地域	×	●	●
商業地域	○	○	○
準工業地域	○	○	○
工業地域	×	▲	×
工業専用地域	×	▲	×

- : 建基法改正に伴い建築可能となる
- ▲: 建基法改正に伴い建築可能となる(床面積10,000㎡以下のものに限る)
- : 建基法改正に伴い建築可能となる(客席面積200㎡未満のものに限る)

3. 本庄早稲田駅周辺地区地区計画の変更について

○風営法等の改正に係る「建築物等の用途の制限」の変更

変更前	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等
変更後	キャバレー、料理店その他これらに類するもの

○「建築物等の用途の制限」における文言整理(規制の内容は変わりません。)

変更前	カラオケボックス等
変更後	カラオケボックスその他これに類するもの

変更前	葬儀屋(日本標準産業分類大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)
変更後	葬儀屋(日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)

このほか、建築基準法施行令の条項ずれ対応等の変更をします。

風営法の改正に伴う本庄早稲田駅周辺地区地区計画の変更について

赤字…変更後 破線囲み…変更前

区分の名称	A-1 「商業・産業複合地区」 (商業地域)	B-1 「商業業務①地区」 (近隣商業地域)	B-2 「商業業務②地区」 (近隣商業地域)	C-1 「産業業務①地区」 (準工業地域)	C-2 「産業業務②地区」 (準工業地域)	C-3 「産業業務③地区」 (準工業地域)	D-1 「住宅①地区」 (第一種低層住居専用地域)	D-2 「住宅②地区」 (第一種低層住居専用地域)	E-1 「沿道サービス①地区」 (第一種住居地域)	E-2 「公共施設地区」 (第一種住居地域)	F-1 「沿道サービス地区」 <中央通り線> (第二種住居地域)	F-2 「沿道サービス地区」 <環状線> (第二種住居地域)	F-3 「公共・公益地区」 (第二種住居地域)
区分の面積	2.9ha	12.1ha	3.5ha	7.2ha	1.0ha	0.9ha	8.2ha	5.4ha	8.2ha	3.9ha	6.0ha	2.8ha	4.2ha
建築物等の用途の制限※1	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物</p> <p>2. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3. キャバレー、料理店その他これらに類するもの、個室付き浴場等に係る公衆浴場等、風俗施設等※2</p> <p>4. 自動車庫</p> <p>5. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>7. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>7. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 一階部分が住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物※3</p> <p>2. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 一階部分が住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物※3</p> <p>2. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 住宅、共同住宅、下宿の用に供する建築物</p> <p>2. カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>2. カラオケボックス等</p> <p>3. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>4. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等</p> <p>5. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>7. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場等※4</p> <p>8. 床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設※5</p> <p>9. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>9. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 一階部分が住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物※3</p> <p>2. カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>2. カラオケボックス等</p> <p>3. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>4. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等</p> <p>5. 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>7. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場等※4</p> <p>8. 床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設※5</p> <p>9. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>9. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 住宅、共同住宅、下宿の用に供する建築物</p> <p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 住宅、共同住宅、下宿の用に供する建築物</p> <p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p> <p>2. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p>	<p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>1. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p> <p>2. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p>	<p>1. 一階部分が住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物※3 (都市計画道路中央通り線及び新都心環状線(但し、中央通り線から東西通り線の間に接する場合に適用する。))</p> <p>2. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. 一階部分が住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物※3 (都市計画道路中央通り線及び新都心環状線(但し、中央通り線から東西通り線の間に接する場合に適用する。))</p> <p>2. カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>2. カラオケボックス等</p> <p>3. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	<p>1. カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>1. カラオケボックス等</p> <p>2. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類における葬儀業に供される建築物)</p> <p>4. 葬儀屋 (日本標準産業分類 大分類Qサービス業に分類される葬儀業に供される建築物)</p>	

※1 建築物等の用途の制限において本庄早稲田駅周辺地区画整理事業の施行により本庄市長が必要と認めたる場合は、本規定を適用しないものとする。

※2 風俗施設等とは建築基準法施行令第百三十条の九の三に定める建築物をいうものとする。

(略)

※6 建築物の敷地面積の最低限度において巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地及び本庄早稲田駅周辺地区画整理事業の施行により本庄市長が必要と認めたる場合は、本規定を適用しないものとする。